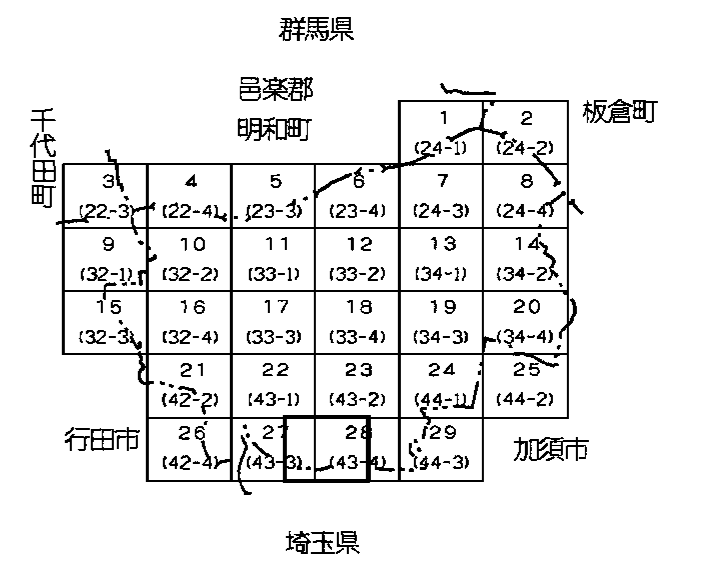
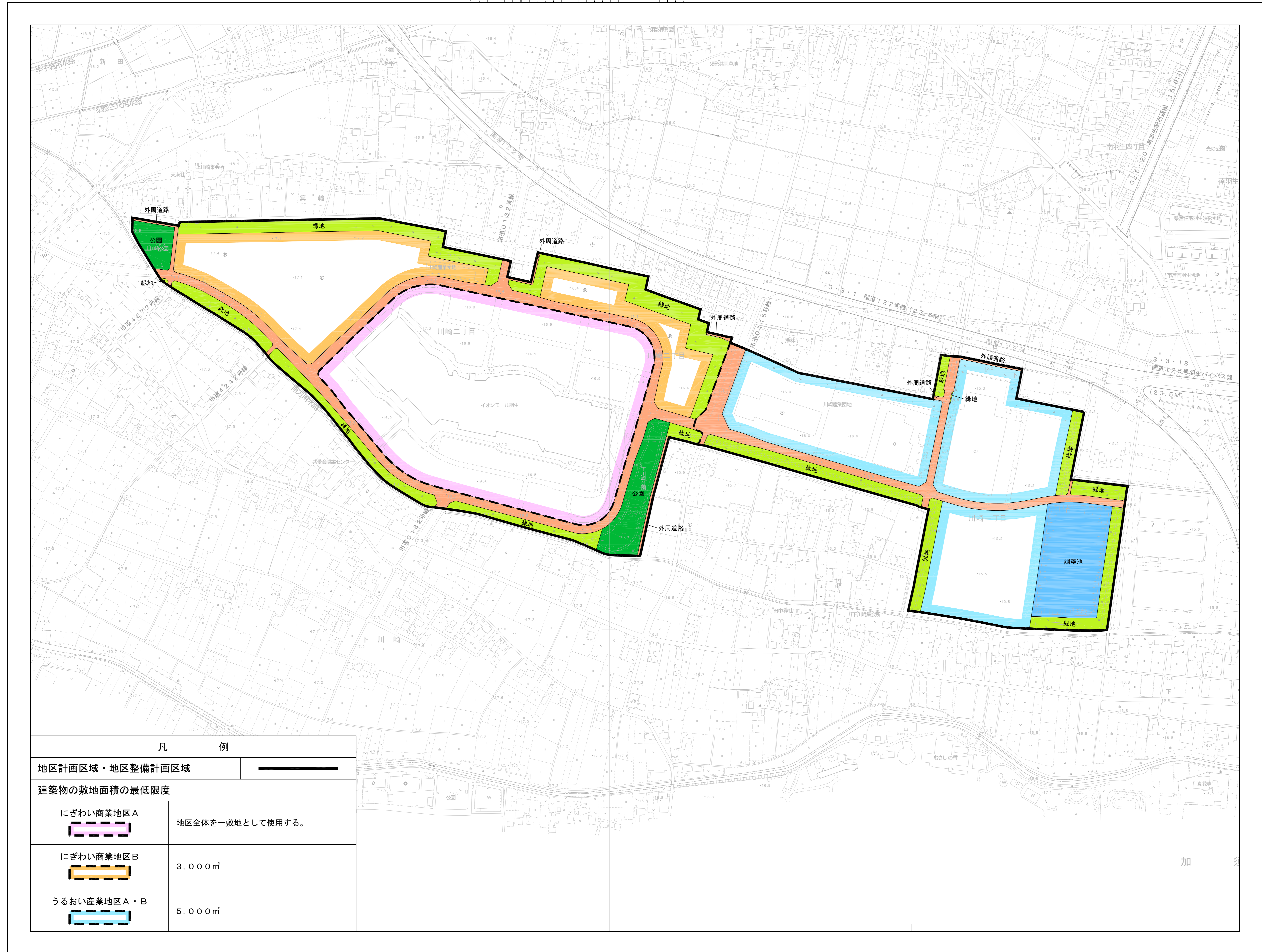


地区計画一地区整備計画図
【建築物の敷地面積の最低限度】

羽生市地形図



記号

	建築敷地	○	三井
	建築敷地	●	三井
	建築敷地	△	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	×	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井
	建築敷地	○	三井

凡 例	
地区計画区域・地区整備計画区域	
建築物の敷地面積の最低限度	
にぎわい商業地区A	地区全体を一敷地として使用する。
にぎわい商業地区B	3,000㎡
うらおい産業地区A・B	5,000㎡

原簿は平成14年国土交通省告示第9号の規定による測量図籍。
平面位置関係は、世界測系による。
図影は補正メータル図法。
図影に表してある建物は、平均高さが10メートル以上の建築物で、その平均高さは、建築物の平均高さの平均値に2メートル加算したものである。